

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和17年9月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月1日から20年9月1日まで

社会保険事務所(当時)でA社での在籍期間について、厚生年金保険の加入記録の照会を行ったところ、申立期間について、加入している事実が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、昭和17年4月ごろに出身学校の教諭の紹介で、B市にあったA社へ入社し、同社の工場で旋盤工として終戦後の8月末ごろまで継続して勤務していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において、昭和20年8月末ごろまでは継続して勤務していた。」と主張しているが、オンライン記録では17年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したこととなっており、申立期間における被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間におけるA社の複数の同僚が、「申立人は昭和17年9月1日以降も同社本社工場の旋盤を使う部署で勤務していた。同工場は20年のB大空襲の際にも被災せず、終戦後も稼働していたので、申立人も同年8月末ごろまで継続して勤務していた。」旨の供述をしている上、当該同僚の供述は、申立人の同社における勤務状況についての主張と一致していることから、申立人が、申立期間において同社で継続して勤務していたことが認められる。

また、現存することが確認できた、申立期間当時にB府C郡(当時)に所在

したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された同社の所在地が、申立人及び複数の同僚の記憶による同社の従業員寮及び研修施設があった場所と一致している。

さらに、当該被保険者名簿には、申立人と氏名が一致する昭和17年9月1日から20年9月1日までの期間に係る基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和17年9月1日、喪失日は20年9月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年春から 21 年春まで  
② 昭和 21 年春から 23 年春まで

厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書の回答では、A事業所及びB事業所（現在は、C事業所）に勤務していた申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無いことになっているが、納得ができないので詳細な調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D事業所E県支部長から提出されたF員戦時名簿及び第709G班F員勤務成績表から、申立人は、昭和20年4月1日付けで第709G班の甲種Hに任用され、同年12月18日以降、A事業所のIとして配属先のB事業所において164日間勤務していたことが確認できる。

また、A事業所の同僚は、「時期は分からないが、申立人が配属先のB事業所において勤務していたことを覚えている。」と供述している。

しかしながら、J事業所事務局K課では、「第709G班の甲種Hに任用された昭和20年4月1日からB事業所G班交代補充員としてE県支部に召集される同年12月17日までの申立人の勤務実態は分からない。」と供述しており、A事業所H養成部の複数の同期卒業生及び申立人の妹も、「申立人の同養成部卒業直後の勤務先については分からない。」旨の供述をしている。

また、A事業所及び同僚に照会したところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や供述を得られず、このほかに、給与から同保険料の控除があったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保

険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、C事業所管理課から提出されたB事業所の採用・転入者一覧及び退職・転出者一覧から、申立人が昭和21年7月15日から23年3月4日まで、同事業所において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、L共済組合連合会年金部は、「非現業組合であったB事業所における共済年金制度の加入開始時期は、昭和24年10月1日からである。」と供述している上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は44年1月1日であることから、申立期間当時、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、前述のA事業所H養成所の複数の同期卒業生は、「申立人が、B事業所に勤務したことは覚えているが、同事業所では、申立期間当時、共済年金にも厚生年金保険にも加入できなかったため、同事業所に勤務した期間の年金記録は無い。」旨の供述をしていることから、申立人も同様に、申立期間当時、厚生年金保険に加入できなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月21日から27年3月28日まで

私は、A社B工場での厚生年金保険の加入記録が欠落していたため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、同社B工場での厚生年金保険の加入記録が見付かったが、脱退手当金を受け取った記録となっているとの回答であった。しかし、当時は、脱退手当金という制度も知らなかったし、請求した覚えが無いにもかかわらず、脱退手当金を受け取ったとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されているほか、同台帳の給付記録欄には、支給額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日（昭和28年2月7日）は、通算年金制度創設前であり、老齢年金を受給するためには、原則20年以上厚生年金保険に加入する必要があったところ、その後36年4月1日に国民年金に加入するまで厚生年金保険への加入履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 5 日から 40 年 1 月 22 日まで  
② 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで

ねんきん特別便を確認すると、申立期間①のA社及び申立期間②のB事業所C支社（現在は、D社）で厚生年金保険に加入していた期間について脱退手当金を受け取った記録とされていることが分かった。

しかしながら、私は、B事業所C支社で勤務していた期間について厚生年金保険に加入していること自体知らなかったし、申立期間当時、脱退手当金の制度も知らなかったので脱退手当金を請求していない。

脱退手当金を受け取った記録とされていることにどうしても納得がいかないので調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の資格を喪失した約4か月後の昭和41年5月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、申立期間①の事業所に在籍中である昭和39年4月21日であることが確認できるものの、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、「私は当時、Eにいたので手続は母親が行ってくれていた。自分で国民年金保険料を納め始めた時期は41年1月の結婚以後であったと思う。」と供述しており、申立人の関与がうかがえない上、申立期間②の事業所を退職した当時、「厚生年金保険と国民年金の加入期間を合わせて年金を受け取ることができるとは知らなかった。また、

結婚を契機に退職したので再就職することも考えていなかった。」と供述していることを踏まえると、申立期間②の事業所を退職した当時、厚生年金保険及び国民年金を通算して加入しようとする意識は低かったものと考えられ、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。